**沿岸漁業改善資金**

　沿岸漁業者が、経営改善を図るための近代的な漁業技術の導入、生活改善、青年漁業者等の養成確保を行うために必要な資金を、大阪府から無利子で借り入れることができる資金です。   
   
■　対象者／沿岸漁業を営む個人、団体、会社    
　・ 沿岸漁業の従事者

：沿岸漁業を営む個人、沿岸の労働に従事する個人    
　・ 沿岸漁業の従事者の組織する団体

：漁業協同組合、漁業生産組合、法人格のない団体    
　・ 沿岸漁業を営む会社（常時使用する従業員の数が、20人以下のものに限る）

■　資金の使途 、資金の区分   
   ・経営等改善資金

：近代的な漁業技術その他合理的な漁業生産方式又は漁ろうの安全の確保のための施設等の導入に必要な資金

（例）レーダー、ネットホーラー、魚群探知機、機関、無線機等

・生活改善資金

：漁家の生活改善のための合理的な生活方式の導入に必要な資金   
　　　　（例）し尿処理装置、浴室、トイレの改造等   
  ・青年漁業者等養成確保資金

：青年漁業者等による近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術の実地の習得その他近代的な沿岸漁業の経営の基礎を形成するのに必要な資金

（例）経営開始の必要な漁船建造等 

■ 貸付限度額・償還期間（据置期間）（大阪府の予算の範囲内となります。）

　【例１】エンジン換装

・貸付限度額　　　　　　　2,400万円

・償還期間（据置期間）　　7年以内（1年以内）

　【例２】漁船の購入（青年漁業者）

　　・貸付限度額　　　　　　　2,000万円

　　・償還期間（据置期間）　　10年以内（3年以内）

※資金使途により、貸付限度額、償還期間など貸付条件が異なります。

  詳細は「沿岸漁業改善資金貸付対象等一覧」をご確認ください。

■　融資率

事業費の100％

■　貸付利率

無利子

* 担保等

連帯保証人または物的担保

* ご利用の際の留意事項

・原則として、事業の着工は、貸付決定を受けたあとでなければできません。   
・機械、施設等の購入の際、実際に払う費用が、貸付けの対象金額となります。

・購入物の値引きがある場合は、値引き後の金額が対象となります。

・償還期間中は、本資金で購入、設置した機械・施設等を無断で処分することはできません。

・償還期間中は、本資金で購入、設置した機械・施設等の貸付けを受けたときの目的以外に使用することはできません。

* 問い合わせ先

お近くの漁協にご相談ください。